

男女共同参画施策等に関する苦情の申出に係る事務処理要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、松江市男女共同参画推進条例（平成17年松江市条例第4号。以下「条例」という。）第18条第1項及び第2項に規定する苦情の申出（以下「申出」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(申出者等)

第2条 申出を行う市民又は事業者（以下「申出者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- 一 市民 市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者
- 二 事業者 市内において事業活動を行う者

(苦 情)

第3条 苦情は、市（市長部局、行政委員会及び公営企業その他市の機関）が実施する施策に関するものとする。

(窓 口)

第4条 申出を受理する窓口は、市民部人権男女共同参画課とする。

2 人権男女共同参画課以外の部署に申出があった場合は、当該部署は、人権男女共同参画課に速やかに連絡し適切に対処するものとする。

(申出の方法)

第5条 申出については、次に掲げる事項を記載した書面、電子メール又はファクシミリにより行うものとする。

- 一 申出者の氏名又は名称
- 二 申出者の住所又は所在地並びに電話番号（松江市内に住所を有しない者にあつては、通勤又は通学している市内にある事業所等の所在地及び名称並びに電話番号）
- 三 苦情に関係する市の施策
- 四 苦情の具体的内容
- 五 申出の年月日

(審議会の意見聴取)

第6条 市長は、申出を受理したときは、遅滞なく松江市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に対し意見聴取の手続をとるものとする。但し、次に掲げる場合は、その限りでない。

- 一 市の施策でないもの
- 二 速やかな対応が必要なもの及び簡易に処理できるもの

2 前項但し書きに該当する場合は、直近に開催される審議会に処理の経過を報告するものとする。

(関係部署の対応)

第7条 市民部長は、申出を受理したときは、速やかに当該申出に関する施策を所管する部署の長に回付するものとする。

- 2 回付を受けた部署は、人権男女共同参画課と協議しながら申出の処理を行うものとする。
- 3 審議会から意見聴取に必要な資料の提出又は説明を求められた部署の長は、速やかにこれに対応するものとする。

(個人情報保護)

第8条 申出の処理に当たっては、個人情報の保護に留意するものとする。

(回答)

第9条 申出者に対しては、市長名の文書で回答するものとする。

2 回答は、申出を受理した日から1ヶ月以内に行うものとする。

(報告及び公表)

第10条 申出の処理の状況については、審議会に報告するとともに、個人情報に係る部分を除き、条例第21条の規定による年次報告として公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月13日から施行する。

松江市男女共同参画審議会関連条項集

●松江市男女共同参画推進条例（平成17年松江市条例第4号）～抜粋

（男女共同参画計画）

第9条 市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 前項の男女共同参画計画の策定に当たっては、広く市民の意見を反映できるよう努めるとともに、松江市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合に準用する。

（苦情への対応）

第18条 市長は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の苦情の処理に当たり、松江市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

（設置及び所掌事務）

第22条 次に掲げる事務を行うため、松江市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 一 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 市が実施する男女共同参画施策の実施状況について意見を述べること。
- 三 第9条第2項及び第18条第2項によりその権限に属させられた事務

（組織等）

第23条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
 - 一 学識経験を有する者
 - 二 公募に応じた者
 - 三 その他市長が必要と認める者
- 3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 委員の任期は2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審議会に、第18条第2項に規定する苦情に関すること及び専門的な事項を調査審議するために部会を置くことができる。
- 6 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

●松江市男女共同参画推進条例施行規則（平成17年松江市規則第1号）～抜粋

（審議会の組織及び運営）

第4条 松江市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 審議会は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。
- 8 審議会の庶務は、市民部人権男女共同参画課において処理する。
- 9 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（部会の組織及び運営）

第5条 条例第23条第5項の規定による部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会には、第4条第2項から第9項までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。